

行田市地域包括支援センター運営方針 新旧対照表

新	旧
令和7年度 行田市地域包括支援センター運営方針（案）	令和6年度 行田市地域包括支援センター運営方針
目次	目次
I 策定の目的	I 策定の目的
II 地域包括支援センターの目的	II 地域包括支援センターの目的
III 運営上の基本的な考え方や理念	III 運営上の基本的な考え方や理念
1 「公益性」の視点	1 「公益性」の視点
2 「地域性」の視点	2 「地域性」の視点
3 「協働性」の視点（チームアプローチ）	3 「協働性」の視点（チームアプローチ）
IV 事業推進の指針	IV 業務推進の指針
1 事業計画の策定	1 事業計画の策定
2 設置場所	2 設置場所
3 職員の姿勢	3 職員の姿勢
4 行政機関等との連携	4 行政機関等との連携
5 地域包括ケアシステム構築への取組	5 地域包括ケアシステム構築への取組
6 個人情報の保護	6 個人情報の保護
7 広報活動	7 広報活動
V 具体的な事業	V 具体的な業務
1 包括的支援事業	1 包括的支援事業
(1) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）	(1) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）
(2) 総合相談支援事業	(2) 総合相談支援業務
① 実態把握	① 実態把握
② 総合相談業務	② 総合相談業務
③ 地域支援ネットワーク構築業務	③ 地域支援ネットワーク構築業務
(3) 権利擁護事業	(3) 権利擁護業務
① 成年後見制度の活用	① 成年後見制度の活用

② 高齢者虐待への対応 ③ 困難事例への対応 ④ 消費者被害の防止 (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 ② 介護支援専門員に対する支援・指導 (5) 地域ケア会議の充実 (6) 認知症施策の推進 (7) 在宅医療・介護連携の推進 (8) 生活支援サービスの体制整備 (9) 介護者支援 VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等 1 機能強化型地域包括支援センターの業務 (1) 認知症施策での業務 (2) 在宅医療・介護連携推進事業での業務 (3) 地域ケア会議での業務 VII 事業計画及び事業報告書について VIII 法令等の遵守 IX 経理 X その他 I 策定の目的 市は、「第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険計画」に基づき、5か所の地域包括支援センターを設置します。 地域包括支援センターの運営については、「令和7年度行田市地域包括支援センター運営方針」を策定し、基本的な考え方や理念、<u>事業</u>推進の指針などを明確にするとともに、センター<u>事業</u>の円滑かつ効率的な実施に資するものとしします。	② 高齢者虐待への対応 ③ 困難事例への対応 ④ 消費者被害の防止 (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 ② 介護支援専門員に対する支援・指導 (5) 地域ケア会議の充実 (6) 認知症施策の推進 (7) 在宅医療・介護連携の推進 (8) 生活支援サービスの体制整備 (9) 介護者支援 VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等 1 機能強化型地域包括支援センターの業務 (1) 認知症施策での業務 (2) 在宅医療・介護連携推進事業での業務 (3) 地域ケア会議での業務 VII 事業計画及び事業報告書について VIII 法令等の遵守 IX 経理 X その他 I 策定の目的 市は、「第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険計画（案）」に基づき、5か所の地域包括支援センターを設置します。 地域包括支援センターの運営については、「令和6年度行田市地域包括支援センター運営方針」を策定し、基本的な考え方や理念、<u>業務</u>推進の指針などを明確にするとともに、センター<u>業務</u>の円滑かつ効率的な実施に資するものとしします。
--	--

II (略) III (略) 1～2 (略) 3 「協働性」の視点(チームアプローチ) 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)の専門職が、「縦割り」に<u>事業</u>を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、<u>事業</u>全体を「チーム」として支えます。 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員、地域包括支援センター相談協力員(以下「相談協力員」という。)等の関係者と連携を図り、活動します。 IV 事業推進の指針 地域包括支援センターの<u>事業</u>推進のため、以下の指針を定めます。 1～2 (略) 3 職員の姿勢 地域包括支援センターの<u>事業</u>は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために<u>事業</u>を遂行します。 4 行政機関等との連携 地域包括支援センターの<u>事業</u>は多岐にわたり、市の関係部署や社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、市が主催する地域包括支援センタースタッフ会議及び専門部会などの会議や研修に参加し、職員一人一人が自己研さんを積むとともに、地域課題の解決に努めます。	II (略) III (略) 1～2 (略) 3 「協働性」の視点(チームアプローチ) 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)の専門職が、「縦割り」に<u>業務</u>を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、<u>業務</u>全体を「チーム」として支えます。 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員、地域包括支援センター相談協力員(以下「相談協力員」という。)等の関係者と連携を図り、活動します。 IV 業務推進の指針 地域包括支援センターの<u>業務</u>推進のため、以下の指針を定めます。 1～2 (略) 3 職員の姿勢 地域包括支援センターの<u>業務</u>は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために<u>業務</u>を遂行します。 4 行政機関等との連携 地域包括支援センターの<u>業務</u>は多岐にわたり、市の関係部署や社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、市が主催する地域包括支援センタースタッフ会議及び専門部会などの会議や研修に参加し、職員一人一人が自己研さんを積むとともに、地域課題の解決に努めます。
--	--

5 (略) 6 個人情報の保護 地域包括支援センターが有する高齢者などの情報が、<u>事業</u>に関係のない目的で使用されることや、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。 7 広報活動 地域包括支援センターの<u>事業</u>を適切に実施していくため、及び、事業への理解と協力を得るために、パンフレットやチラシなどを作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。 V 具体的な<u>事業</u> <u>令和7年以降は、団塊の世代が75歳以上となり、今まで以上に単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるため、自立支援・重度化防止に取り組み、要介護状態になることを遅らせることに資するとともに介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護に加えて、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる深化、推進を目指します。</u> 地域包括支援センターは、以下の事業の実施に当たり、市が行う施策について十分に理解し、協力します。 1 包括的支援事業 (1) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業） 第1号介護予防支援事業は、<u>介護予防・日常生活支援総合事業のうちチェックリスト該当者及び居宅要支援者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う業務です。</u>	5 (略) 6 個人情報の保護 地域包括支援センターが有する高齢者などの情報が、<u>業務</u>に関係のない目的で使用されることや、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。 7 広報活動 地域包括支援センターの<u>業務</u>を適切に実施していくため、及び、業務への理解と協力を得るために、パンフレットやチラシなどを作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。 V 具体的な<u>業務</u> <u>市は重点課題として、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、自立支援・重度化防止に取り組み、要介護状態になることを遅らせることに資するとともに介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護に加えて、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化、推進を目指します。</u> 地域包括支援センターは、以下の事業の実施に当たり、市が行う施策について十分に理解し、協力します。 1 包括的支援事業 (1) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業） 第1号介護予防支援事業は、<u>総合事業のうちチェックリスト該当者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う業務です。</u> 本事業の実施に当たっては、障害者総合支援法において、従来から対象者
---	---

本事業の実施に当たっては、障害者総合支援法において、従来から対象者の支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるように留意します。 また、利用者の同意を得た上で、サービス提供事業者と医師、歯科医師及び薬剤師などの医療関係者と情報を共有し、自立支援に向けたサービスの提供に努めます。 なお、当該事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。 <u>第1号介護予防支援事業の分類及び利用者状態像については、別紙を参考に</u> <u>にするものとします。</u> (2) <u>総合相談支援事業</u> <u>総合相談支援事業</u>は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものです。(介護保険法(以下、「法」という。)第115条の45第2項第1号)。 本事業の実施においては、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援及び複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行います。 具体的な<u>事業内容</u>は、以下の①から③です。 ① 実態把握 窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態を把握することで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予	の支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるように留意します。 また、利用者の同意を得た上で、サービス提供事業者と医師、歯科医師及び薬剤師などの医療関係者と情報を共有し、自立支援に向けたサービスの提供に努めます。 なお、当該事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。 (2) <u>総合相談支援業務</u> <u>総合相談支援業務</u>は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものです。(介護保険法(以下、「法」という。)第115条の45第2項第1号)。 本業務の実施においては、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援及び複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行います。 具体的な<u>業務内容</u>は、以下の①から③です。 ① 実態把握 窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態を把握することで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予
---	---

防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

② 総合相談事業

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

③ 地域支援ネットワーク構築事業

効率的・効果的に地域包括支援センターの事業を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うことで、更なる問題の発生を予防するために、地域支援ネットワーク会議の開催のほか、各自治会から選出された相談協力員の育成を行います。

また、ご近所型介護予防事業である「百歳体操」の普及啓発に努めるとともに実施している場所まで自力で行くことができない方を把握し、通いの場移動支援事業補助の仕組みに繋ぐなど、高齢者の外出支援、活動参加による介護予防を推進します。

加えて、いきいきサロンやシニアクラブ等の高齢者の団体と日頃から連携を図り、健康相談・教育等を実施し、実際の活動に活用できるよう支援します。

さらに、介護予防や生活支援を展開するため生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参加により、生活支援等の基盤となるネットワークを構築します。

以上の活動により、閉じこもり等による生活不活発症候群やフレイルの予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を行うことができるようにします。

(3) 権利擁護事業

権利擁護事業は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけ

防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

② 総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

③ 地域支援ネットワーク構築業務

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うことで、更なる問題の発生を予防するために、地域支援ネットワーク会議の開催のほか、各自治会から選出された相談協力員の育成を行います。

また、ご近所型介護予防事業である「百歳体操」の普及啓発に努め、健康相談・教育等を実施し、いきいきサロンやシニアクラブ等の高齢者の団体と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるよう支援します。

さらに、介護予防や生活支援を展開するため生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参加により、生活支援等の基盤となるネットワークを構築します。

以上の活動により、閉じこもり等による生活不活発症候群やフレイルの予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を行うことができるようにします。

(3) 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけ

では十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。 具体的な事業内容は、以下の①から④です。 ①～④ （略） (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。 具体的な事業内容は、以下の①及び②です。 ①～② （略） (5) （略） (6) 認知症施策の推進 日々の総合相談等の事業から支援を必要とする住民の把握を行ない、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。 また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、地域住民への正しい知識の普及を図ります。	では十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。 具体的な業務内容は、以下の①から④です ①～④ （略） (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。 具体的な業務内容は、以下の①及び②です。 ①～② （略） (5) （略） (6) 認知症施策の推進 日々の総合相談等の業務から支援を必要とする住民の把握を行ない、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。 また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、地域住民への正しい知識の普及を図ります。
--	---

さらに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を整備します。 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員は、機能強化型地域包括支援センターの認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の人やその家族の生活環境を踏まえ、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう支援を行います。 また、個々の相談の集約から地域で共通となる課題の把握に努め、課題解決に向けた関係機関との情報共有、相互連携を図り、必要な社会資源等の検討を行うことにより、認知症になっても安心して住み続けることができるよう地域づくりに努めます。 (7)～(9) (略)	さらに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を整備します。 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員は、機能強化型地域包括支援センターの認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の人やその家族の生活環境を踏まえ、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう支援を行います。 また、個々の相談の集約から地域で共通となる課題の把握に努め、課題解決に向けた関係機関との情報共有、相互連携を図り、必要な社会資源等の検討を行うことにより、認知症になっても安心して住み続けることができるよう地域づくりに努めます。 (7)～(9) (略)
VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等 平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」等が位置付けられました。 このため、従来の地域包括支援センターの<u>事業</u>に加えて、社会福祉法人清幸会に設置している地域包括支援センター緑風苑を、以下の業務を担う機能強化型地域包括支援センターとして指定し、地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。 1 (略) (1)～(3) (略) VII 事業計画及び事業報告書について 地域包括支援センターの事業報告については、次のとおり行います。 (1)～(2) (略)	VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等 平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」等が位置付けられました。 このため、従来の地域包括支援センターの<u>業務</u>に加えて、社会福祉法人清幸会に設置している地域包括支援センター緑風苑を、以下の業務を担う機能強化型地域包括支援センターとして指定し、地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。 1 (略) (1)～(3) (略) VII 事業計画及び事業報告書について 地域包括支援センターの事業報告については、次のとおり行います。 (1)～(2) (略)

(3) 毎月の<u>事業</u>終了後、「事業報告書（月報）」を作成し、翌月の 15 日までに提出すること VIII～IX （略） X その他 地域支援事業の実施については、平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号「地域支援事業の実施について」<u>（最終改正 令和 6 年 8 月 5 日老発 0 8 0 5 第 3 号）</u>、平成 17 年 12 月 19 日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター事業マニュアル」及び平成 18 年 10 月 18 日付け老計発第 101800 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号「地域包括支援センター設置運営について」<u>（最終改正令和 6 年 8 月 5 日付け老高発 0805 第 2 号、老認発 0805 第 2 号、老老発 0805 第 1 号）</u>を遵守して実施するものとします。 また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、市が別に定めることとします。 なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター事業マニュアル」及び「地域包括支援センター設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとします。 （別紙）	(3) 毎月の<u>業務</u>終了後、「事業報告書（月報）」を作成し、翌月の 15 日までに提出すること VIII～IX （略） X その他 地域支援事業の実施については、平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号「地域支援事業の実施について」<u>（最終改正令和 4 年 3 月 28 日付け老発 0328 第 1 号）</u>、平成 17 年 12 月 19 日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び平成 18 年 10 月 18 日付け老計発第 101800 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号「地域包括支援センター設置運営について」<u>（最終改正平成 30 年 5 月 10 日付け老総発 0510 第 1 号、老高発 0510 第 2 号、老振発 0510 第 3 号、老老発 0510 第 1 号）</u>を遵守して実施するものとします。 また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、市が別に定めることとします。 なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター業務マニュアル」及び「地域包括支援センター設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとします。
---	---